

刈谷田川土地改良区役員等報酬、手当並びに 費用弁償及び旅費支給規程

- 第 1 条 刈谷田川土地改良区の役員、総代、委員（以下「役員等」という。）の報酬、手当並びに費用弁償及び旅費の支給については、別に定めるものの外は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 役員等の報酬は、別表 1 により支給する。
- 2 前項の役員のうち常勤以外の役員報酬については、その年度分を 7 月、1 月、3 月の 3 回に分けて支給する。
- ただし、同一人が役員と総代を兼ねる場合は、役員の報酬のみを支給する。
- 3 常勤役員に対し期末手当を支給する。その額は、刈谷田川土地改良区職員給与に関する規程に準ずる。
- 4 新たに役員、総代に就任した者又は退任若しくは死亡した者に対しては、月割計算（1 月に満たない場合は 1 月とする）して支給する。
- ただし、その月に再びその職に就任した場合は、重ねてその月の報酬を支給しない。
- 第 3 条 役員等が招集に応じ、又は職務のため旅行をしたときは、一旅行毎に別表 2 により費用弁償並びに旅費を支給する。
- 2 費用弁償並びに旅費は、全て順路により計算するものとする。
- ただし、特別の事情により順路により難しいときは、現に要した実費の全部又は一部を支給する。
- 3 車賃は、その旅程を通算して支給する。
- ただし、通算して 1 km 未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。
- 第 4 条 年度の経過により費用弁償並びに旅費を区分して計算する場合は、最初の目的地に到着した日をもって区分する。
- 第 5 条 費用弁償並びに旅費は、概算額を前渡しすることができる。
- 第 6 条 前条の概算額は帰着後 5 日以内に精算するものとする。
- 第 7 条 職務のため旅行中に傷病又は天災地変のために滞在したときは、日当、宿泊料を支給する。
- ただし、傷病は医師の診断書を、その他の場合は証明書を要する。
- 第 8 条 土地改良区の車利用による旅行の場合においては、鉄道賃、車賃は支給しない。ただし、緊急を要する場合に高速道路を利用した場合は、後日高速道路料金を支給する。

第 9 条 この規程施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 51 年 3 月 31 日より施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 3 月 30 日より施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 3 月 30 日より施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 54 年 3 月 29 日より施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 55 年 3 月 21 日より施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 56 年 3 月 13 日より施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 3 月 31 日より施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 3 月 22 日より施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 3 月 27 日より施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 3 月 27 日より施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 6 2 年 3 月 3 0 日より施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 6 3 年 3 月 1 7 日より施行し、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年 3 月 3 1 日より施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 年 3 月 2 2 日より施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 3 年 3 月 2 7 日より施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 4 年 3 月 1 8 日より施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 5 年 3 月 3 0 日より施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 6 年 3 月 3 0 日より施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 7 年 3 月 2 9 日より施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 8 年 3 月 1 8 日より施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 9 年 3 月 2 6 日より施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 3 月 2 6 日より施行し、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 9 日より施行し、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 3 月 1 6 日より施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 3 月 1 9 日より施行し、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用

する。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 19 日より施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日(平成 22 年 10 月 20 日)から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日(平成 24 年 3 月 19 日)より施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日の総代会で議決)

この規程は、議決の日から施行する。

ただし、この規程中第 2 条第 1 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別 表 1

報 酬

役 職 名	区 分	報 酬 額	常勤・非常勤別
理 事 長	月 額	460,000 円	常勤
第 一 理 事	年 額	540,000 円	非常勤
第 二 理 事	年 額	540,000 円	非常勤
会 計 担 当 理 事	年 額	660,000 円	非常勤
上記以外の理事	年 額	440,000 円	非常勤
総 括 監 事	年 額	470,000 円	非常勤
上記以外の監事	年 額	440,000 円	非常勤
総 代	年 額	20,000 円	非常勤

別 表 2

費用弁償及び旅費

区 別	役 名	鉄道賃	船 賃	車 賃	日 当	宿泊料
出 席 費用弁償	役員等	普 通 運 賃		1kmに付き37円 又は実費	4,000 円	
県 内	役員等	普 通 運 賃	1 等運賃	1kmに付き37円 又は実費	4,000 円	10,900 円
県 外	役員等	普 通 運 賃 急 行 料 金 特 急 料 金 新幹線料金	1 等運賃	1kmに付き37円 又は実費	8,000 円	14,800 円

附 記 1 県内出張の鉄道運賃については、片道35km以上については急行料金を支給する。

2 特別急行列車を運行する線路による出張で片道100km以上のものは特別

急行料金と座席指定料金を支給する。

- 3 船賃については、原則として下級の運賃(佐渡航路にあっては、2等の運賃)とする。

ただし、役員は中級(佐渡航路にあっては、1等の運賃)を支給する。ジェットホイル、高速船を運行する航路にあって、利用することが合理的であり、かつ現に利用した場合はこれらにかかる運賃を支給する。

- 4 用務の都合上航空機を利用する必要がある、かつ現に利用した時は実際に支払った運賃を支給する。

- 5 高速バス利用の場合は、旅客運賃とする。高速バスの利用については、県外の運行路線を含め、その利用が経済的、かつ合理的であると認めた時は広く利用を認める。

- 6 公用車の利用ができず、理事長の承認を得て私有車を使用した場合には、ガソリン、消耗等の経費として1kmにつき20円を支給できるものとする。

- 7 役員等のうち常勤役員は、県内へ片道50km以内の日帰り旅行の場合の日当は支給しない。

ただし、片道50km以上の場合は550円を支給する。また、用務の都合により特に鉄道、バス等を利用した場合はその実費、宿泊した場合は1,100円の日当を支給する。

- 8 役員等のうち常勤役員は、県外へ旅行の場合は2,200円の日当を支給する。また、用務の都合により特に鉄道、バス等を利用した場合はその実費を支給する。